



令和3年度子ども未来支援事業（子ども食堂等への助成）

実施要綱

財源：松原ふれあい基金

1 趣 旨

様々な事情により欠食や孤食などの状況にいる子どもたちがご飯を食べたり、宿題をしたりする場である「子ども食堂」の開設にかかる経費の一部を助成することで、子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりの推進を図ることを目的とします。

2 主 催

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会

3 対象団体

次に掲げる要件をすべて満たし、福井県内で子ども食堂を新たに運営する団体

- (1) 令和3年度内に特定の場所で開設すること
- (2) 月1回以上、定期的に開催すること
- (3) 団体固有の口座を有している、または団体の財産管理が明確になっていること
- (4) 営利活動や特定の政党もしくは政治団体に係る活動または特定の宗教のための活動をする団体ではないこと
- (5) 子ども食堂の活動状況の報告、県社協の各種事業への参加や協力ができる団体

4 助成内容・助成金額

子ども食堂を新たに開設するために必要な経費について、1団体あたり20万円以内を助成（2団体を予定）します。

5 助成対象期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間に要する費用

6 申込方法

別添の「助成申込書」に必要事項を記入の上、次の関係書類を添えて、令和3年5月31日（月）までに申し込んでください。※当日消印有効

- (1) 団体の定款、規約、会則、団体役員名簿またはパンフレット等（ある場合のみ）
- (2) 事業計画書および予算書
- (3) その他、事業に関わる参考資料（チラシ、写真、見積書等）

【送付先・事務局】

〒910-8516 福井市光陽 2-3-22 福井県社会福祉センター内
社会福祉法人福井県社会福祉協議会 「子ども未来支援事業」係
TEL 0776-24-2339/FAX 0776-24-8941

7 選考方法

申込み締切後、福井県社会福祉協議会にて選考審査を行い助成団体および助成金額を決定します。選考に際し、必要に応じて追加資料の請求、聞き取りなどを実施する場合があります。審査結果については後日文書にて通知します。

8 実績報告

事業が完了した日から起算して1月以内または令和4年4月6日（水）のいずれか早い日までに別添の「実績報告書」を提出してください。

また、県社協が主催する活動報告会等において事業取組みを報告していただきます。

9 申込者の遵守事項

助成金を受ける場合は、以下のことを遵守してください。

- (1) 虚偽の申請、その他不正な手段で助成金を受けないこと。
- (2) 事業計画に則した目的に使用し、年度内に子ども食堂を開設すること。

上記(1)～(2)を遵守しなかった場合は、助成金を返還していただきます。

10 個人情報の取り扱いについて

助成申込書に記載された個人情報については、個人情報保護に関する法令、本会個人情報保護に関する基本方針および同規程により取扱うこととし、本事業の運営管理の目的にのみに使用します。